付則様式

（第１面）

|  |
| --- |
| 既存屋外保管事業場届出書　　年　　月　　日　茨城県知事　　　　殿 　届出者　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　 　茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例付則第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 |
| 屋外保管事業場の設置の場所 | 　 |
| 屋外保管事業場の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ | 原材料 | 保管量（㎥） | 保管の高さ（ｍ） |
| 木材 |  |  |
| ゴム |  |  |
| 金属 |  |  |
| ガラス |  |  |
| コンクリート |  |  |
| 陶磁器 |  |  |
| プラスチック |  |  |
| △屋外保管事業場の設置に関する計画 | 屋外保管事業場の構造及び設備 | 　 |
| その他屋外保管事業場の構造等に関する事項 | 　 |
| △屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画 | 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項 |  |
| 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項 |  |
| 火災の発生の防止に関する事項 |  |
| 騒音又は振動等の発生の防止に関する事項 |  |
| その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項 |  |

 （第２面）

|  |
| --- |
| 届出者 |
| 　 | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| （法人である場合） |
| （ふりがな）名称 | 所　　　　　在　　　　　地 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人（届出者が条例第７条第１項第２号スに規定する未成年者である場合） |
| 　 | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| （法人である場合） |
| （ふりがな）名　　　　　称 | 所　　　　　在　　　　　地 |
|  |  |
| 役員（法定代理人が法人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（届出者が法人である場合） |
| 　 | （ふりがな）氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 第10条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合） |
| 　 | （ふりがな）氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　１　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、屋外保管事業場の構造及び設備については、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等の図面を含むこと。　２　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。　３　「法定代理人（届出者が条例第７条第１項第２号スに規定する未成年者である場合）」の欄から「第10条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　 |